

議案第11号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）の作業に従事したとき。</p> <p>(4) 職員が内閣総理大臣、国賓その他の人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び第4号の作業 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、職員が日没時から日出時までの間第1項の作業に従事した場合における手当の額は、職員が作業</p>	<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）又は内閣総理大臣、国賓その他の人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号の作業 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p>
---	--

に従事した日1日につき、前項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合には、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。